

責任投資家がCSDDDの採用で競争力のあるヘッジを提示できる理由

2024年7月



Matthieu Firmian (マチュー・フィルミアン)

ESG アナリスト

アクサIMパリ

Webには筆者名がデフォルトで英語表記され、リンクされるPDF上では、上記の通り和文表記されます

キーポイント

- 企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD) は、欧州の企業デューデリジェンスの進化における次の段階を示すものです
- 企業はデューデリジェンスに失敗した場合、年間売上の最大5%という多額の罰金を課せられます
- 企業は、人権と環境を尊重する義務と、気候変動移行計画を策定する義務を負います
- この規制は、特定のサプライチェーン（供給網）に影響を与え、発注企業とサプライヤー（仕入れ先企業）との間の取引関係を変化させることになります
- 投資家は、投資先企業の潜在的な財務リスクを考慮し、方針を定め、対策を講じる必要があります

2022年2月23日、欧州委員会は欧州議会と理事会に対し、企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令案を提出しました。多くの議論、討論、投票の遅れを経て、この指令は2024年5月に施行されました。特に6月の欧州議会選挙の前には、この指令の採択が危ぶまれる可能性がありました。

欧州理事会が定めたこの指令は、「人権と環境保全に対する企業活動の悪影響について、大企業に義務を導入する」ものです。¹

当社グループは、最終文書が人権と環境にとって重要な一歩となると信じています。

企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD) の前文の最初は、欧州連合 (EU) の中核的価値観を再確認するものです。

「欧州連合に関する条約第2条にあるように、同連合は人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配、そしてEU基本権憲章に明記されている人権の尊重という価値観の上に成り立っています。このような基本的価値観は、人権が普遍的かつ不可分であること、そして国連憲章と国際法の原則を尊重することと同様に、当連合の創設のきっかけとなったものであり、国際舞台における当連合の行動を導くものでなければなりません。そのような行動には、開発途上国の持続可能な

¹ [Corporate sustainability due diligence: Council gives its final approval - Consilium \(europa.eu\)](https://www.europa.eu/!CQWzJL)

経済的、社会的、環境的発展を促進することも含まれます。」²

人権とデューデリジェンス：ソフトロー³と概念

「普遍的人権はどこから始まるのか?小さな場所で、家の近くで、世界のどの地図にも載っていないような小さな場所で。」エレノア・ルーズベルト (Eleanor Roosevelt)、国連人権委員会の初代委員長。

現代の人権概念は、1945年の国連憲章と1948年にパリで採択された世界人権宣言によって誕生しました。エレノア・ルーズベルトが議長を務める委員会によって起草されたこの宣言は、30の人権が普遍的であり、固有のものであり、譲ることのできないものであり、すべての人間に適用されるものであることを確認しています。

その後、1966年12月の国連総会で、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約と市民的及び政治的権利に関する国際規約という2つの国際条約が採択され、今日一般的に理解されている人権の定義が完成しました。⁴

1970年代には、こうした概念は企業ではなく国家のものであり、企業のデューデリジェンスという概念はまだ定義されるにはほど遠いものでした。

超国家的な観点から見ると、人権と企業の結びつきは国際労働機関 (ILO) まで遡ることができます。1919年に設立されたILOは、加盟187カ国の政府、使用者、労働者をまとめる唯一の三者構成国連機関です。その中核となる労働基準は以下のように定義されています。⁵

- 結社の自由と団体交渉権の実効的承認
- あらゆる形態の強制労働の撤廃
- 児童労働の実質的な廃止
- 雇用と職業に関する差別の撤廃
- 安全で健康的な労働環境

これらの原則は、1998年6月にジュネーブで「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」としてまとめられました。

より厳しい法律が定着

2010年まで、人権と環境に関して企業がとった措置は、ほとんどが自主的なものでした。国連グローバル・コンパクト、グローバル・レポーティング・イニシアチブ

(GRI)、経済協力開発機構 (OECD) の勧告などのプログラム、ガイドライン、フレームワークは、企業が自主的に報告し、持続可能性を高めるために自社の方針を適応させることを支援しました。しかし、厳格な法律はまだありませんでした。

冷戦後、このような高潔なコミットメント（約束）を受け入れた企業があったとしても、世界中でほとんど罰せられることなく、環境や人権への尊重を欠いた企業が数多くあったことに留意する必要があります。

その中で、ジョン・ラギー (John Ruggie) が提示した「ビジネスと人権に関する国連指導原則 (UNGPs)」が2011年に国連人権理事会で採択されました。⁶

これは、道義的責任が、保護、尊重、救済という3つの柱を伴って企業に部分的に移譲された初めてのケースでした。デューデリジェンスの概念は、これらの国際規範や基準と密接に関連しています。アクサIMグループは、ESG（環境、社会、ガバナンス）基準方針において、人権と環境に関する主要な柱を尊重していない企業を除外することで、これらの尊重に努めています。

2012年に国連が国家行動計画 (NAPs) を呼びかけたことを受けて、各国は厳しい法律を実施し始めました。例えば、フランスは英国とともに、企業に対して、従業員の人権や基本的自由、労働環境の侵害などを防止する注意計画の提示を義務づける「注意義務 (Devoir de vigilance)」に賛成した最初の国の1つです。この法律は2017年に施行されました。今日現在、フランスでこの法律違反の疑いで有罪判決を受けた企業は1社のみで、裁判は進行中です。他の国には独自のデューデリジェンス法があり、例えばドイツはフランスよりはるかに野心的にCSDDDに近くなっています。

CSDDD:過去数十年の進歩を法的に表現

企業の義務に関して、CSDDD は以下のようないくつかの規則を定めています。⁷

(a): 自社の事業、子会社の事業、およびそれらの企業の活動の連鎖の中で取引先企業が行う事業に関して、実際の、および潜在的な人権への悪影響と環境への悪影響に関する企業の義務。

(b): (a)で言及された義務違反に対する責任。および

² 欧州理事会 [pdf\(europa.eu\)](https://pdf.europa.eu)

³ ソフトロー (soft law) : 民間で自主的に定められているガイドラインのほか、行政が示す法解釈等も含む広い概念

⁴ [International Bill of Human Rights | OHCHR](https://internationalbillofhumanrights.org/)

⁵ [ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work | International Labour Organization](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---conventions/documents/recommendation/000177.pdf)

⁶ [UN Guiding Principles | John Ruggie \(harvard.edu\)](https://www.un.org/guiding-principles)

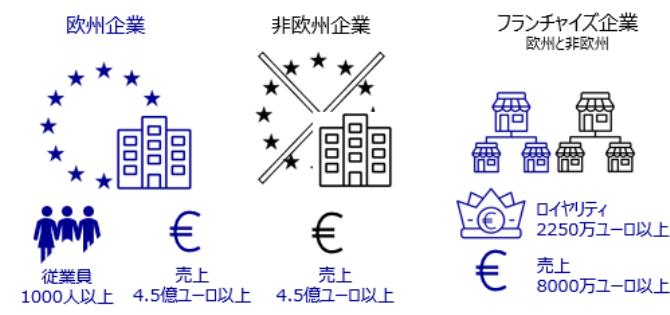
⁷ corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859 [pdf\(europa.eu\)](https://pdf.europa.eu)

(c): 持続可能な経済への移行とパリ協定に沿った地球温暖化の 1.5°Cへの抑制に対して、企業のビジネスモデルと戦略の適合性を最善の努力によって確保することを目的とした、気候変動緩和のための移行計画を採択し、実施する企業の義務。

CSDDDに該当する企業

EUを拠点とし、従業員1000人以上、純売上高4億5000万ユーロ以上の企業がこの指令の適用範囲に含まれます。

EU域内の売上高が4億5000万ユーロを超える非欧州企業または第三国企業もその範囲に含まれ、従業員の基準は設けられていません。EU域内のフランチャイズを締結している企業にも特定の適用範囲があります。



出所：アクサ IM

さまざまな推計によると、CSDDDの直接の対象企業は約5,400社⁸で、欧州企業の0.05%に相当します⁹。

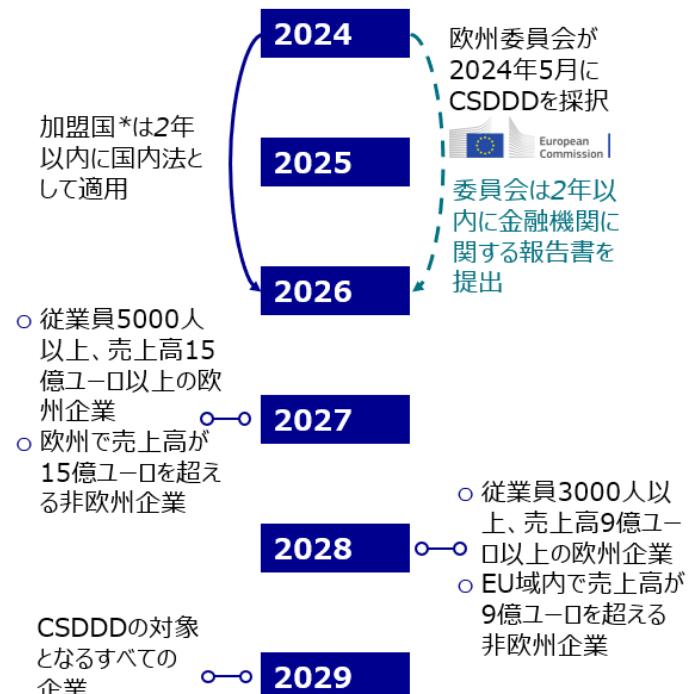
当初指令に含まれた金融機関は、投資を通じて指令に準拠する義務ではなく、自らの業務を通じてのみ準拠する義務があります。「この指令が適用されるのは、上流部分だけで、一連の活動の下流部分には適用されません。」それでもなお、規制対象の金融機関は悪影響を考慮し、いわゆる「レバレッジ」を使って企業に影響を与えることが期待されています。株主の権利行使は、レバレッジを効かせる手段となる可能性があります。

CSDDDとCSRD

CSDDDは、結果ではなく手段の義務を導入しています。その一環として、2024年1月初旬に発効した企業持続可能性報告指令（CSRD）は、企業の持続可能性情報の開示義務を定めています。この2つの指令は、企業の活動やバリューチェーンが環境と人権に与える影響について報告することを奨励するという共通の目的をもっています。両指令は相互に依存しており、どちらか一方だけでは、不完全さを露呈することになります。

導入時期

導入は段階的で、2027年までは大企業のみに適用され、2029年には完全適用となる予定です。



出所:アクサ IM

*EU加盟国および欧州経済領域（EEA）加盟国

活動の連鎖とCSDDD

デューデリジェンスの概念は、サプライチェーン（供給網）、サプライヤー（仕入れ先企業）、上流、下流という概念を下敷きにしており、上流のサプライチェーンは製造前の段階を表し、下流のサプライチェーンは完成品が製造され、販売者や顧客のもとに渡った後の活動を表しています。

CSDDDの第8条は、企業に対し、「自社の事業、子会社の事業、また、その活動の連鎖に関連する場合には、取引先企業の事業から生じる実際の、および潜在的な悪影響を特定し、評価するための適切な措置を講じる」ことを求めています。

「活動の連鎖」は、指令の第3条で次のように定義されています。

- (i) 原材料、製品または製品の一部の設計、抽出、調達、製造、輸送、保管、供給、製品または

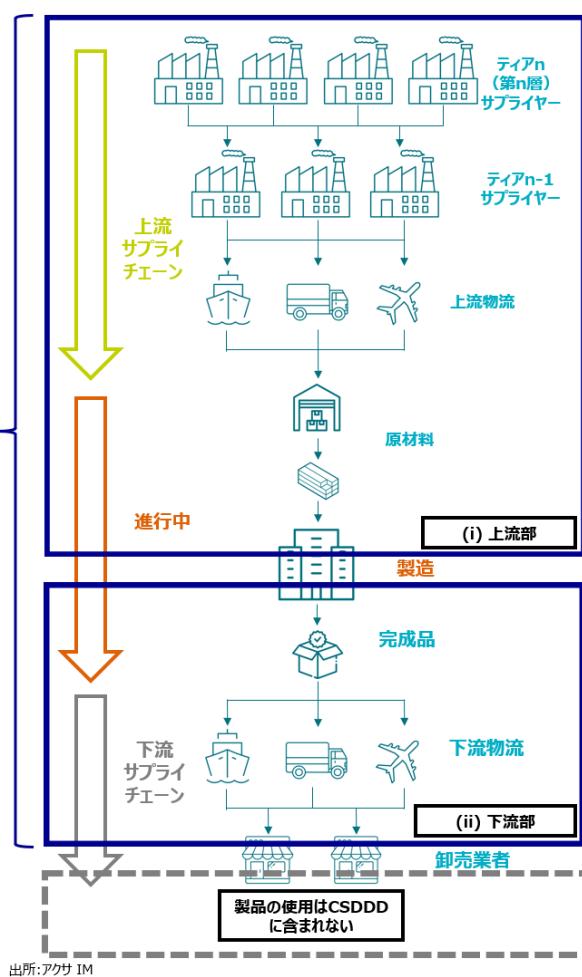
⁸ [Corporate Sustainability Due Diligence Directive \(CSDDD\) | EcoVadis](#)

⁹ [CSDDD: Summary of the EU directive | EY denkstatt](#)

サービスの開発など、企業による商品の生産またはサービスの提供に関する、企業の上流取引先企業の活動、および

- (ii) 製品の流通、輸送、保管に関する企業の下流の取引先企業の活動で、取引先企業が企業のために、または企業に代わってこれらの活動を行う場合。

下流の流れについては、企業と取引先との商取引関係によって、その範囲は異なります。「活動の連鎖」に含まれない活動は、CSDDDの対象外です。



出所:アクサ IM

デューデリジェンス・プロセス

CSDDDは、OECD（経済協力開発機構）ガイドラインおよびUNGPs（国連ビジネスと人権に関する指導原則）に沿って、デューデリジェンスの概念をプロセスとして再現します。前述の通り、企業は「デューデリジェンスの目的を達成できる適切な措置」を講じる必要があります。

第7条から第15条まで、このデューデリジェンスを実施する際に企業に期待される行動が記述されています。

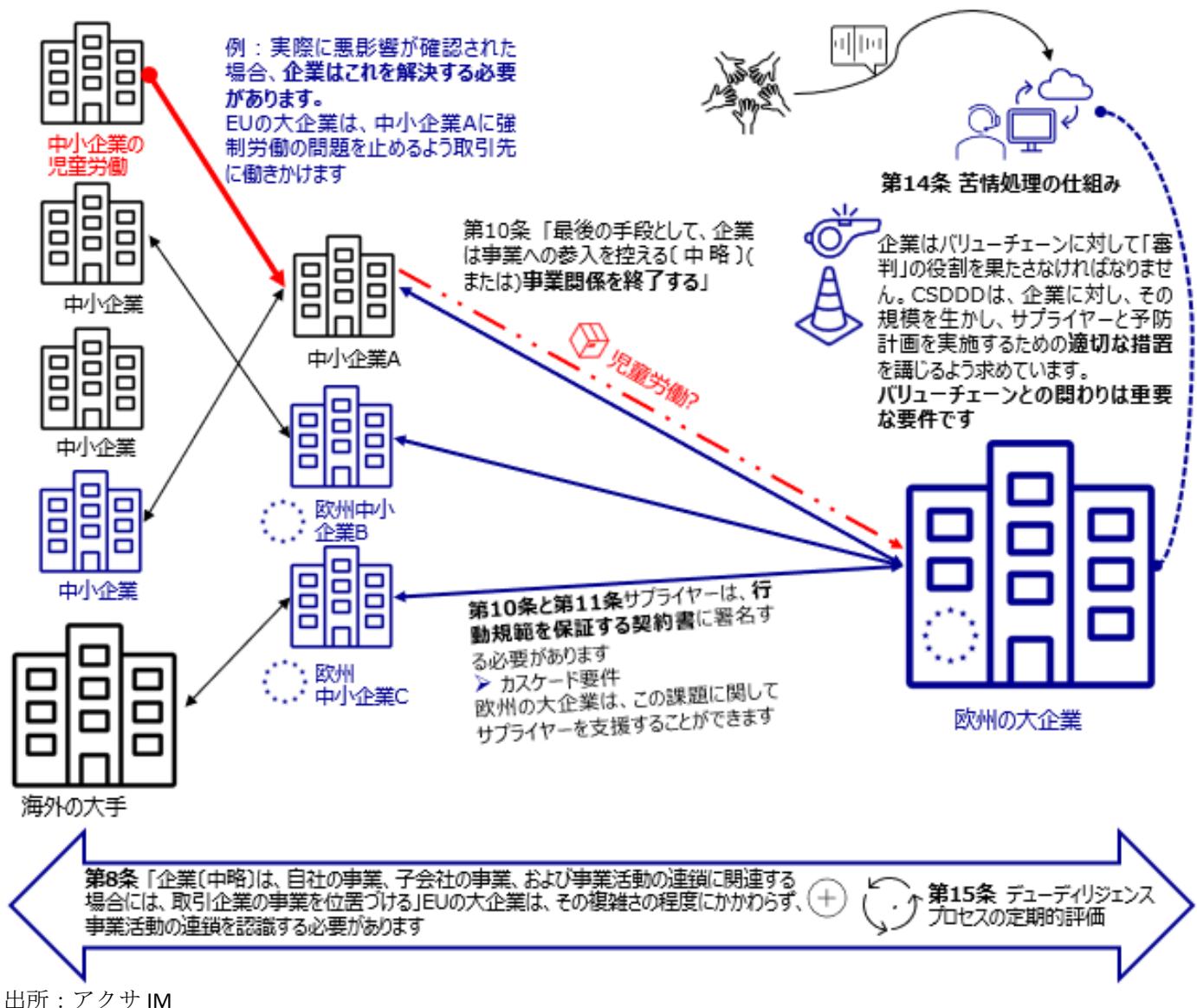
CSDDDは企業にとって大きな課題となっています。投資家として、企業がこの指令とCSRDを導入することの難しさを認識しています。運営上、コストと時間がかかります。企業はこれらのコストに適応し、支援する必要があります。すでに適切なデューデリジェンス手続きを実施している企業は、近い将来、ギャップを埋める必要性が低いだけでなく、財務リスクや風評リスクも比較的小さいため、実施が遅れている企業よりも有利になる可能性があります。CSDDDは、コストだけでなく、サプライヤーと発注企業との間に新しいタイプのビジネス関係を課すことになります。

企業は、たとえ直接的な商業的つながりがなくても、バリューチェーンとの「仲介役」として行動することが期待されています。カスケード効果（影響が連鎖的に伝わる効果）の主な目的は、直接のサプライヤーにとどまらず、また、EU域外にも波及することです。

以下の解説画像では、「EUの大企業」という企業の上流バリューチェーン（価値連鎖）を仮定しています。下請け業者による児童労働の疑いがある場合、または児童労働の通告を受けた場合、第10条および第11条は、「EUの大企業」に対し、潜在的な影響を防止し、終息させることを求めていました。

この例では、「EUの大企業」は直接のサプライヤーである「中小企業A」の状況を監視する必要があります。行動規範には、第10条と第11条を遵守するための契約条項を盛り込む必要があります。「EUの大企業」が適切な措置を講じた後でも、「中小企業の児童労働」が重大な影響を終息させることができないと思われる場合、「EUの大企業」は最後の手段として「中小企業A」との取引関係を停止する必要があります。適切な措置としては、「EUの大企業」による「中小企業の児童労働」の現場監査を含めることができます。

この例は、人権や環境（森林破壊、有害廃棄物など）に関するCSDDDの付属書1に記載されているその他の義務や禁止事項にも関係します。



段階的なアプローチ

第7条

デューデリジェンスを会社の方針とリスク管理システムに統合する

- この方針には、会社のアプローチの詳細、サプライヤーとの関係を詳述した行動規範、およびプロセスの説明が含まれるべきである

第8条

実際の、および潜在的な悪影響の特定と評価

- 自社の事業とバリューチェーンの位置づけ
- 位置づけに基づき、自社の業務について評価を行い、悪影響の重大性と可能性に基づき悪影響の優先順位を決定する

第10条

潜在的な悪影響の防止

- 第8条で特定された潜在的な悪影響を防止するための適切な措置を講じる。会社は、どこで、誰が影響を及ぼす可能性があるかを検討すべきである。つまり、取引先企業に直接影響を与えるという考え方
- 直接的な取引先企業に契約上の保証を求める
- 位置づけに基づき、自社の業務を評価する

第11条

現状の悪影響に終止符を打つ

- 影響の発生源、つまり活動の連鎖のどこで発生しているかを考慮することで、企業は可能な限り、悪影響を終わらせるための適切な対策を講じる必要がある。その行動は、影響の重大さに比例したものでなければならない
- バリューチェーンおよび利害関係者との前向きな対話
- 会社は、第12条に沿った是正措置を提供するものとする

第14条

通知メカニズムおよび苦情処理手続き

- 個人や団体は、企業レベルのメカニズムに苦情を提出する可能性を持つべきである
- 報復を防止するための合理的な措置を講じた上で、公正で、アクセス可能で、透明性が高く、一般に利用可能な手続きを確立する
- 申立人の安全を確保する。申立人は、会社から追跡調査を受けるべきである

第15条

モニタリング

- 活動の連鎖とデューデリジェンス・プロセスの有効性を定期的に評価する
- 質的および量的指標の提供

第16条

コミュニケーション

- CSRの適用範囲に含まれる企業は、年次サステナビリティ報告書を通じてコミュニケーションを行う必要がある
- CSRの適用範囲外の企業は、専用の年次報告書を発行しなければならない

第22条

気候変動との闘い

- 「会社のビジネスモデルと戦略が、持続可能な経済への移行と、パリ協定に沿った地球温暖化の1.5°Cへの抑制に適合することを、最善の努力によって確実なものにすることを目指す、気候変動緩和のための移行計画を採択し、実施する。」*
- 企業が複数の利害関係者のイニシアティブに参加し、第三者による評価を受けるインセンティブ。
* パリ協定の正確な条項は、「気候変動のリスクと影響を大幅に削減できることを認識し、世界の平均気温の上昇を産業革命以前の水準から2°Cより十分低く抑え、気温の上昇を産業革命以前の水準から1.5°Cに抑える努力を追求する」というもの

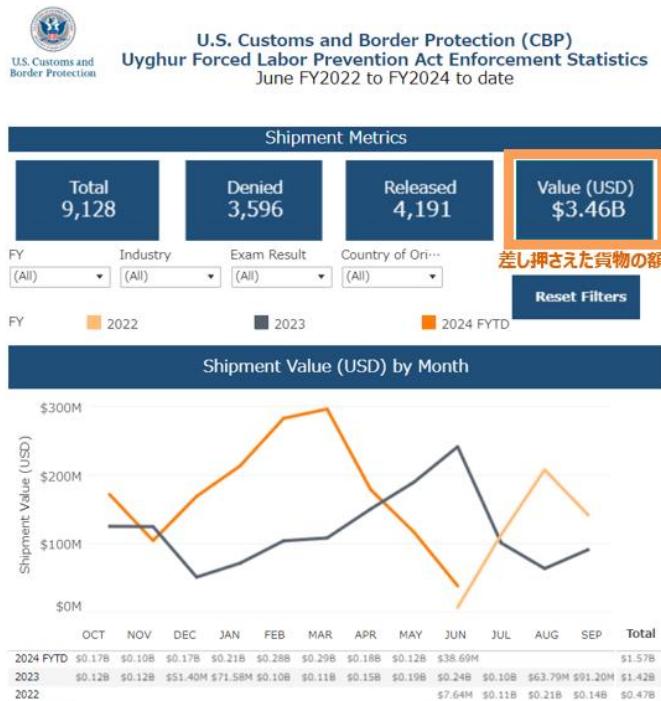
出所：アクサIM

米国ウイグル人強制労働防止法（UFLPA）はすでに混乱を引き起こしている

大西洋を越えて、このサプライチェーンの混乱は、投資家が真剣に考慮すべき現実となっています。

数十年にわたる市場自由化の後、米国は2021年12月23日にジョー・バイデン（Joe Biden）大統領によって署名された米国ウイグル強制労働防止法（UFLPA）により、新疆ウイグル自治区に関する中国からの輸入を禁止することで強制労働防止を先導しています。

人権は米国の国境を守る手段として使われています。



出典：米国税関・国境警備局のWebページ、2024年6月現在

強制労働が疑われる輸入製品は、米国の税関で差し押さえられます。サプライチェーンが十分に統合されているため、特定の産業の全セクターに大きな影響を及ぼす可能性があります。2024年6月現在¹⁰、2022年6月以降に米国税関が差し押さえた貨物の額は30億米ドルを超えていました。

例えば、繊維産業は綿花生産に関わっています。中国は世界の綿花生産の約20%¹¹を占め、そのうち90%が新疆ウイグル自治区で生産されています。繊維会社は、製品の

トレーサビリティを確認するために、綿同位体検査のような新しい手法を導入する必要がありました。¹²

それ以外のすべての条件が同じであれば、繊維企業は、改善の余地がたくさんあるにせよ、他の部門と比較して比較的「優れた慣行」を実践していると、当社グループは見ています。コントロバーシー（企業の不祥事）に直面する可能性のある認証等についてここでは特に言及しません。

この例は、ある問題から、業界全体が当局に良好な透明性を提供するための技術的解決策を見つければならなくなる可能性があることを示すために取り上げたものです。

米国上院のアプローチ

米国上院は2024年5月の報告書で、サプライチェーンにおけるデューデリジェンス要件を連鎖させるというアプローチを明示しています。¹³

「例えば、自動車メーカーA社（以下「A社」）は、ティア1（第1層）サプライヤーのB社（以下「B社」）に対し、自己評価調査票への記入を求め、それをソフトウェアに通じて、潜在的な人権侵害のリスク要因を測定します。Bは、次に第2段階のサプライヤーCに対して、Aへの情報開示のために同じプロセスを経ることを要求します。このような自己評価と調査のつながりは、特定の部品について、サプライチェーンの12以上の段階を通じて連鎖する可能性があります。〔中略〕

例えば、自動車メーカーA（「A」）が、定期監査を受けるか、強制労働の懸念に端を発した監査を受ける予定のティア1サプライヤーB（「B」）を抱えていた場合、AはBの施設の監査を進めることができます。Aは、訓練を受けた社内スタッフまたは第三者監査人を派遣して監査を実施することができます。監査によって持続可能性や人権侵害に関する懸念が立証された場合、AはBと協力して問題を解決することを選択できます。

Aはその後、状況の改善を確実にするため、Bに対して追加の追跡調査に従事することになります。Bが協力しないことを選択したり、違反を是正できない場合、Aは現在および将来の取引を保留したり、最終的に契約を解除したりすることができます」。

¹⁰ [Uyghur Forced Labor Prevention Act Statistics | U.S. Customs and Border Protection \(cbp.gov\)](#)

¹¹ [USDA ERS - Cotton Sector at a Glance](#)

¹² [Wexton Urges DHS to Enhance Use of Isotopic Testing Technology to Crack Down on Cotton Sourced from Forced Labor | U.S. House of Representatives](#)

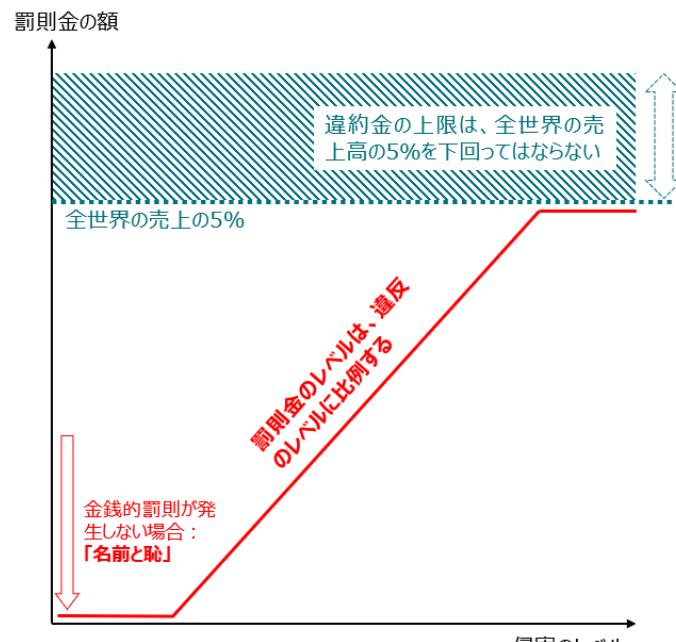
¹³ [Insufficient Diligence - Car Makers Complicit with CCP Forced Labor.pdf \(senate.gov\)](#)

CSDDDによる制裁

当社グループと企業との話し合いから、当社グループは、デューデリジェンス規制がビジネスに大きな影響を与える可能性があることを理解しています。UFLPAの例では、製品の輸入禁止が問題になっています。企業にとって経済的な影響は、世界最大の市場で製品を販売できなくなることや、規制を遵守するために製品の特定の部分を変更する必要が生じることに起因します。

CSDDDの場合、指令の第27条と第29条に、この指令に従わない企業に対する罰則と全額補償の権利が記述されています。罰則のレベルを評価するため、「加盟国は、金銭的罰則を含む罰則に関する規則を定めるものとします。[中略] 罰則は、効果的、比例的かつ説得力のあるものでなければなりません。」

第29条：「会社は、自然人または法人に生じた損害について責任を負う可能性があります。[中略] 会社が第1項に従って責任を問われた場合、自然人または法人は、国内法に従って、発生した損害の完全な補償を受ける権利を有します。本指令に基づく完全な補償は、懲罰的損害賠償、多重損害賠償、その他の種類の損害賠償のいずれによっても、過剰な補償につながるものであってはなりません。」



出所：アクサ IM

罰則の度合いの考え方について、影響（性質、重要性、期間、重大性）や、悪影響を防止し終息させるために企業が行った投資（第10条と第11条）や影響に対処するために企業の他団体との協力の有無、第8条に沿った工程や

対応付け、また、企業が前例の問題に直面した場合には取られた改善措置や侵害による金銭的な潜在的利益を考慮する必要があります。

要約すると、罰則は、適切なデューデリジェンスを実施する企業の能力全体を考慮することによって、比例したものでなければなりません。

投資家はCSDDDの対象となるか？

本稿執筆時点では、金融機関は投資を通じてはこの指令の初期適用範囲に含まれることはなく、活動連鎖の上流部分（調達等）でのみ対象となります。それでも、CSDDDの前文書は、金融事業者がOECDガイドラインに従うことを探しておらず、そのガイドラインには投資に対するデューデリジェンス・プロセスが含まれています。金融業界の対象企業免除は将来変更される可能性があります。

さらに、この指令に該当する大手金融機関は、スコープ1、スコープ2、スコープ3（投資）の温室効果ガスの絶対排出削減目標を掲げ、第22条を遵守するための移行計画を実行する必要があります。これは、必然的に商品の提供や保有に影響を与えることになります。

金融商品が対象として含まれていなくても、投資先企業は対象に含まれています。したがって、投資家は事実上影響を受けていると想定しています。金銭的制裁や民事責任の可能性がないとしても、投資家が資産運用会社である場合には、関連リスクを監視する受託者責任があります。

資産運用会社は顧客の利益を第一に考え、付加価値のある金融サービスを提供する必要があります。これは、投資先企業に影響を及ぼす新たな重要な問題を常に把握することを意味します。CSDDDの場合がこれに該当します。企業はコンプライアンス違反のリスクを抑えるために、活動の連鎖の中で取捨選択を行わなければならないため、この指令はバリューチェーンの一部を変更させる可能性があります。

投資家はモニタリング評価ツールを社内に導入し、現状では盲点にとどまっていたり、考慮されていなかったりするリスクを評価し始める必要があります。これらの能力は社内で開発する必要があります。

国連人権理事会が2024年6月に作成した手引書に沿って¹⁴、アクサIMグループとしては、投資家は国連指導原則の実施において重要な役割を担っていると考えています。この手引書では、ESGの3つの柱を二重重大性アプローチで結び付ける必要性を強調しています。

この手引書では投資家に対して10の推奨事項を紹介しています。

1. 上級管理者レベルの監督の下、ESGおよび持続可能性に関する方針と戦略に人権を組み込みます
2. 投資前および投資後の継続的な投資先の人権への実際の影響および潜在的な影響を特定・評価し、人権デューデリジェンスの取り組みの有効性を追跡します
3. 有意義な利害関係者の関与を優先します
4. 紛争の影響を受ける地域やリスクの高い分野への投資について、人権デューデリジェンスを強化するよう確保します
5. 投資先に対するレバレッジ行使し、人権尊重を確保します
6. レバレッジが投資先の慣行を変えることができない場合、UNGPsに沿って責任をもって投資の撤収を実施します
7. 影響を受けた権利保有者が救済を受けられるよう促進し、可能にします
8. 投資戦略において人権への配慮が3つの基準すべてに統合されるよう、E基準、S基準、G基準の相互関連性をより明確に示します
9. 能力開発と人権教育に投資し、優れた実践を共有するための調査と相互学習を実施します
10. 人権に関するデータの改善、首尾一貫性、標準化、および商業データプロバイダーによるUNGPsに沿った調査方法論を強く求めます

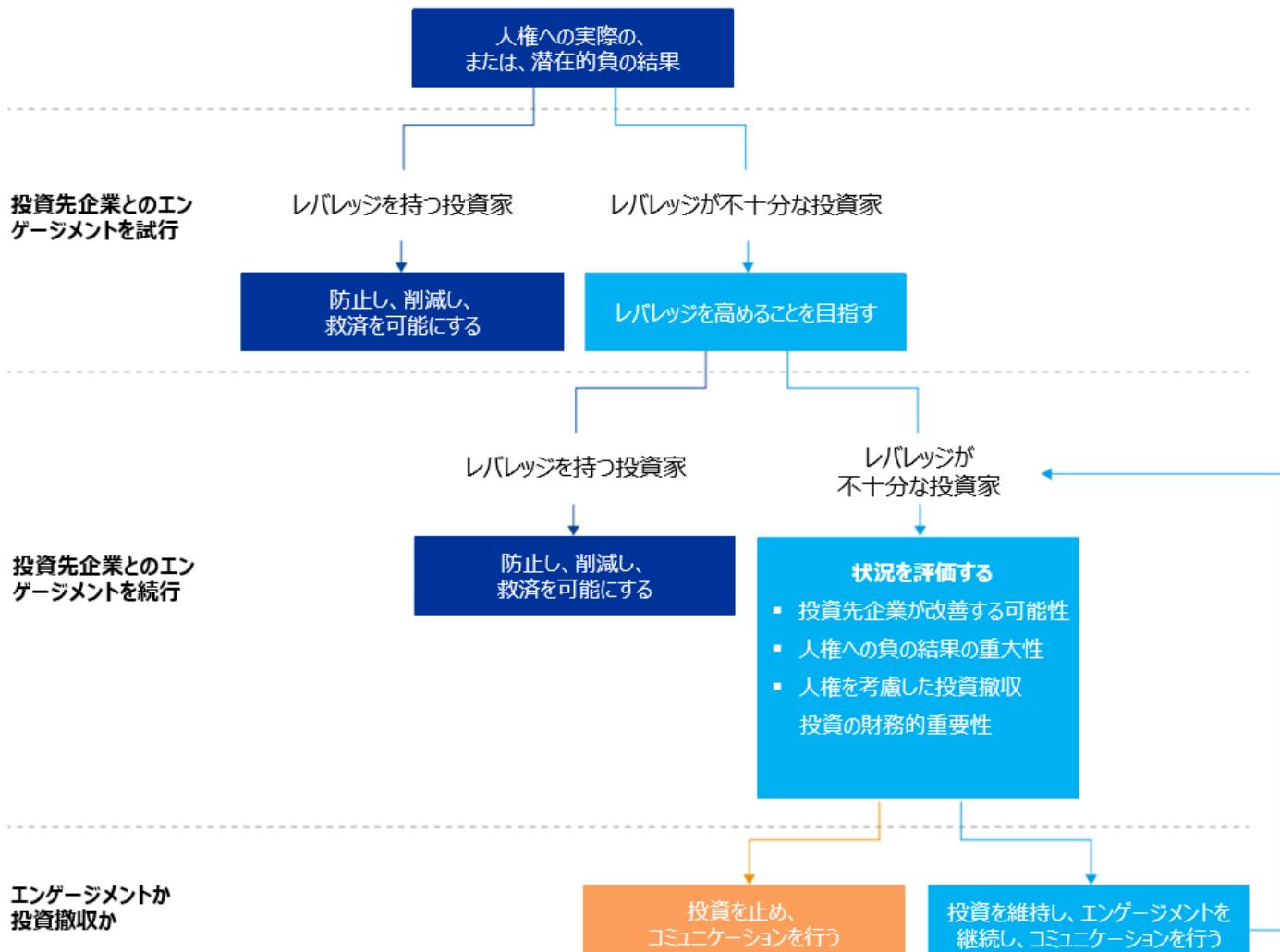
加えて、責任投資機関であるPRIの「投資家はなぜ、どのように人権に配慮すべきなのか」¹⁵や、前述のデューデリジェンスの原則は、投資家が今後の規制に合わせて実務を適応させるために実施すべき重要なステップを想起させるものとなっています。

1. **方針：**投資家は、国際的に認知された人権と環境を尊重する政策コミットメントを採用する必要があります
2. **デューデリジェンス・プロセス：**
 - a. 投資先から生じる人々への実際の、および潜在的な悪影響を特定します
 - b. 特定された実際の、および潜在的な悪影響を防止し、軽減します
 - c. 人権に関する成果の継続的な管理を追跡します
 - d. 顧客、受益者、影響を受ける関係者、および公衆に、成果と行った措置について伝えます
3. **救済措置へのアクセス：**投資家が投資先を通じて直接的に関係する成果については、投資先が影響を受ける人々に救済へのアクセスを提供するよう、投資家は影響力を行使し、構築する必要があります。
 - a. 優良事例を特定し、企業に働きかけてプロセスを強化し、潜在的な問題を予測し、具体的な対策を講じることで、企業の回復力を高め、ひいては私たちの投資の回復力を高めます。ネットゼロへの競争は、一部のセクターや参加者がエネルギー転換の負の外部性を軽視してしまう危険性をはらんでいるため、このことはいっそ重要となっています。ソリューションプロバイダーや革新的な企業は、長期にわたって付加価値と位置づけを維持するために、そのような側面を受け入れる必要があります。

以下は、PRIの同レポートから抜粋したもので、投資家の意思決定に役立つ決定木（予測や検証をする分析のための樹形図）です。企業が最後の手段としてサプライヤーとの取引関係を解消する場合、投資家はデューデリジェンスの要件を満たさない投資先企業から、最後の手段として投資の撤収を行うべきではないかと考えます。

¹⁴ A/HRC/56/55: Investors, environmental, social and governance approaches and human rights - Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises | OHCHR

¹⁵ PRI: WHY AND HOW INVESTORS SHOULD ACT ON HUMAN RIGHTS download (unpri.org)



出所：PRI、アクサIM

過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

(オリジナル記事は7月8日に掲載されました。[こちら](#)をご覧ください。)

ご留意事項

本資料は情報提供のみを目的としており、特定の有価証券やアクサ・インベストメント・マネージャーズまたはその関連会社による投資、商品またはサービスを購入または売却するオファーを構成するものではなく、またこれらは勧誘、投資、法的または税務アドバイスとして考慮すべきではありません。本資料で説明された戦略は、管轄区域または特定のタイプの投資家によってはご利用できない可能性があります。本資料で提示された意見、推計および予測は掲載時の主觀的なものであり、予告なしに変更される可能性があります。予測が現実になるという保証はありません。本資料に記載されている情報を依存するか否かについては、読者の独自の判断に委ねられています。本資料には投資判断に必要な十分な情報は含まれていません。

投資リスクおよび費用について

当社が提供する戦略は、主に有価証券への投資を行いますが、当該有価証券の価格の下落により、投資元本を割り込む恐れがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動によっては投資元本を割り込む恐れがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、運用の結果生じた利益及び損失はすべてお客様に帰属します。

また、当社の投資運用業務に係る報酬額およびその他費用は、お客様の運用資産の額や運用戦略（方針）等によって異なりますので、その合計額を表示することはできません。また、運用資産において行う有価証券等の取引に伴う売買手数料等はお客様の負担となります。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

金融商品取引業者 登録番号: 関東財務局長（金商） 第 16 号

加入協会: 一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本証券業協会